

助産施設と母子生活支援施設の入所方式の見直しについて

1 改正の趣旨

助産施設、母子生活支援施設については、利用者が妊産婦や母親であり、施設選択の主体となりえることから、利用者の選択を尊重するという社会福祉構造改革の理念に基づき、現在の措置制度から、利用者が希望する施設を選択できる方式（既に保育所について導入されているもの）へと転換するための所要の改正を行うものである。

2 改正内容

【新たな入所方式】

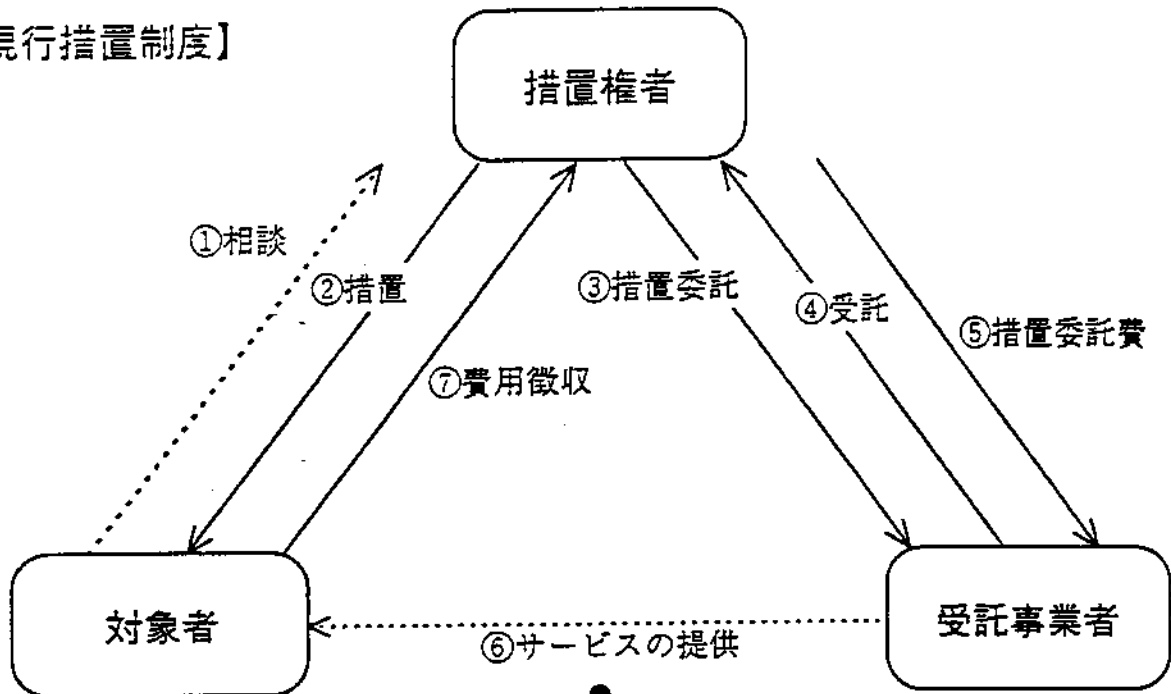
- 施設への入所を希望する者は、入所を希望する施設等を記載した申込書を都道府県等（都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村）に提出すること。
- 都道府県等は、申込書の提出により利用者が選択した施設に対し、サービスの実施を委託すること。
- 都道府県等は、施設に対しサービスの実施に要した費用を支払うこと。
- 都道府県等は、利用者本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、サービスの実施の委託に要した費用の全部又は一部を徴収することができること。
- 都道府県等は、必要があると認めるときは、施設の利用の申込を勧奨しなければならないこと。
- 都道府県等は、利用者が行う施設の利用及び施設の適正な運営に資するため、当該施設の利用及び運営の状況等に関し情報の提供を行わなければならないこと。

3 施行期日

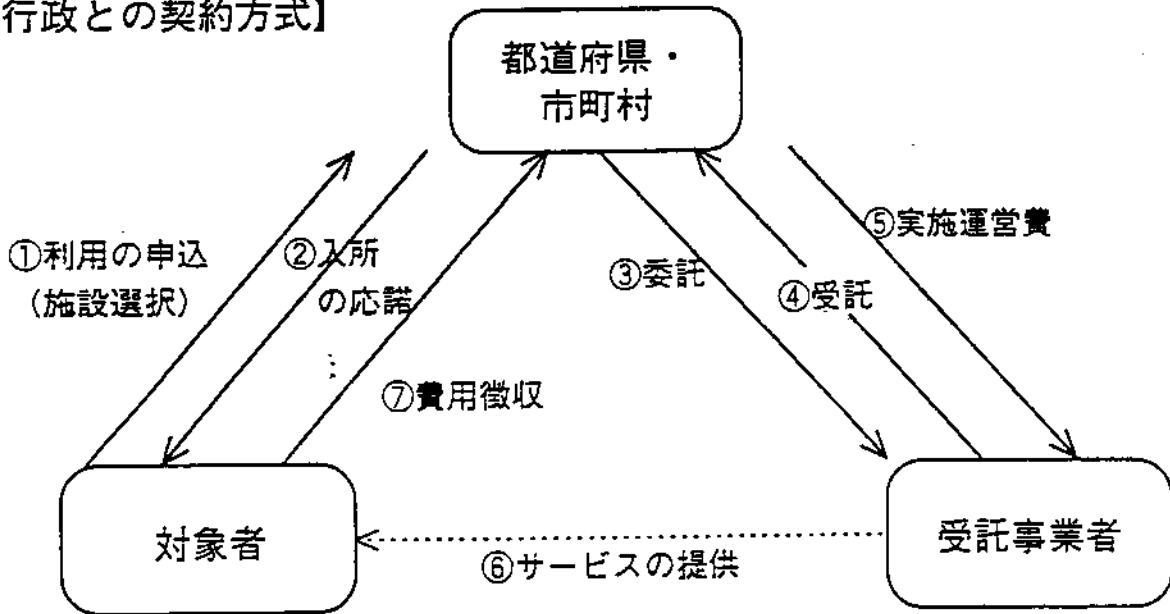
平成13年4月1日から施行。

幼産施設及び母子生活支援施設の入所方式の改正

【現行措置制度】



【行政との契約方式】



※保育所方式である